

八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付実施要領

(目的)

第1条 この要領は、八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を円滑に実施するために、運用上の留意事項を定めるものとする。

(補助対象地域)

第2条 要綱第4条の当分の間とは、7年以上の間とする。

(交付申請書)

第3条 要綱第7条第2項第2号の見積書は、費用が項目別に確認でき、かつ、単価及び数量を確認できるものとする。（別紙1例示）

- 2 要綱第7条第2項第6号の既存単独処理浄化槽の処分計画を示す書類は（別紙2）のとおりとする。
- 3 要綱第7条第2項第6号の既存くみ取便所の処分計画を示す書類は（別紙3）のとおりとする。
- 4 要綱第7条第2項第9号のその他市長が必要と認める書類とは、工事請負契約書の写し（別紙4例示）及び申請者が住宅を借りている場合における貸主の承諾書とする。

(補助の条件)

第4条 要綱第8条第1号の市長が定める軽微な変更とは、補助事業に要する経費の2分の1以内の変更とする。

- 2 要綱第8条第2号の市長が定める軽微な変更とは、補助金の額の区分及び浄化槽の名称（型式）の変更を除くものとする。

(実績報告)

第5条 要綱第11条第2項第4号の請求書は、費用が項目別に確認でき、かつ、単価及び数量を確認できるものとする。（別紙5例示）

- 2 要綱第11条第2項第5号の施工状況の写真は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
- (2) 掘削、基礎工事の状況を示す写真
- (3) 据付工事の状況（浄化槽本体搬入状況を含む）を示す写真
- (4) 上部スラブ工事の写真
- (5) かさ上げの状況を示す写真
- (6) 設置した場合にあっては、放流ポンプ槽の写真
- (7) ブロワ設置状況を示す写真
- (8) 配管工事及び升の状況を示す写真
- (9) 工事完了後の写真

- 3 要綱第11条第2項第6号の既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便所の処分状況の写真

は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事着工前の写真
- (2) 汚泥くみ取作業の写真
- (3) 消毒作業の写真
- (4) 解体又は掘上作業の写真
- (5) 埋め戻し作業の写真
- (6) 工事完了の写真
- (7) 全撤去又は一部撤去した場合にあっては、撤去した既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便所を車両に積載したことがわかる写真

4 要綱第11条第2項第9号のその他市長が必要と認める書類は、浄化槽施工結果報告書（別紙6）及び浄化槽法第10条を遵守することを誓約する書類（別紙7）とする。
(その他)

第6条 要綱、要領に記載されていないものの取扱いについては、別途協議するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
(八千代市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付実施要領の廃止)
- 2 八千代市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付実施要領（平成元年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この要領は、要綱附則第3項に規定する日限り、その効力を失う。